



2022年6月16日

各 位

会 社 名　　ダイジェット工業株式会社
代表者名　　代表取締役社長 生悦住 歩
（コード番号 6138 東証スタンダード市場）
問合せ先　　取締役総務部長兼経理部長 安藤 信夫
T E L　　06-6791-6781

（訂正）「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2022年5月13日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所は網掛けで表示しております。

記

1. 「変更の理由」の訂正

（1）訂正箇所

1. 変更の理由

（2）訂正内容

【訂正前】

（2）変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面の記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

【訂正後】

（2）変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

2. 「変更の内容」の訂正

（1）訂正箇所

2. 変更の内容

変更案（電子提供措置等）第17条第2項および（附則）第2条第3項

(2) 訂正内容

【訂正前】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 17 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(附 則)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 17 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定める者の全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附 則)</p> <p>第 2 条 <u>変更前定款第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 17 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</u></p> <p>第 17 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類、事業報告、計算書類 および連結計算書類に記載または表示 をすべき事項に係る情報を、法務省令 に定めるところに従いインターネット を利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみな すことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(附 則)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 17 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報に ついて、電子提供措置をとるものとす る。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部また は一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求した株主に対して交付 する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附 則)</p> <p>第 2 条 <u>変更前定款第 17 条(株主総会参考書類 等のインターネット開示とみなし提 供)の削除および変更後定款第 17 条(電 子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月 末日までの日を株主総会の日とする株 主総会については、変更前定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネッ ト開示とみなし提供) はなお効力を有 する。</u></p> <p>3. <u>本附則第 2 条は、2023 年 3 月 1 日また は前項の株主総会の日から 3 か月を経 過した日のいずれか遅い日後にこれを 削除する。</u></p>

3. 「日程」の訂正

(1) 訂正箇所

「日程」の見出し番号

(2) 訂正内容

【訂正前】

(3) 日程

【訂正後】

3. 日程

以 上